平成２１年（フ）第６９７号
東京都世田谷区駒沢２丁目33番１号エステ駒沢207、破産手続申立時の住所東京都港区南青山４丁目10番４号モンパピールビル203
債務者　根本　正勝
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８１９号
東京都墨田区石原３－１－４松嶋ビル303号、住民票上の住所東京都墨田区本所２丁目５番１－1107号ライオンズシティ両国
債務者　横田　幸子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８２０号
東京都墨田区石原３－１－４松嶋ビル303号、住民票上の住所東京都墨田区本所２丁目５番１－1107号ライオンズシティ両国
債務者　横田　正勝
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８５１号
東京都国分寺市東元町１丁目23番31号
債務者　植前　晶子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８５２号
東京都立川市富士見町７丁目42番501号
債務者　横井　広実
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３８４号
静岡県浜松市北区三ヶ日町大崎936番地
債務者　白井　博之
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷1610番地、旧住所長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷986番地９
債務者　太田恵美子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
長崎県佐世保市花高３丁目１番５―306号、旧住所長崎県北松浦郡佐々町小浦免950番地１　パークサイドＳ101
債務者　松林　達也
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２５２号
長崎県佐世保市比良町20番11号
債務者　横石ヤス子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第５３６号
静岡市葵区北安東３丁目10番20号　美松ハイツＢ棟403号
債務者　阿部美佐子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８８３号
東京都府中市若松町３丁目40番地の９フラワー四季101
債務者　河村　　圭
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８９２号
東京都三鷹市大沢４丁目21番２―202号
債務者　伊藤加津子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８９５号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地２―10―902
債務者　大塚美枝子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９１４号
東京都あきる野市小和田295番地２
債務者　森田　大剛
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５１２号
静岡市葵区田町５丁目63番地　大栄アパート57号、旧住所静岡市葵区瀬名６丁目29番30―206号
債務者　加藤　尊弘
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前10時40分
静岡地方裁判所民事第２部